

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

① 企業間の連携

- ・共存共栄による双方の事業拡大を目的にサプライヤーと技術交流会/物流（業務）品質向上会を行い、相互発展に努めます。
- ・定期的に実施している社会的責任に関するアンケートを見直し、サプライチェーン全体で人権配慮に関する対応を問う内容を追加するなどチェック機能強化に高めるよう努めます。

② 健康経営に関する取組

取引先とともに人々の健康寿命延伸と生活の質（QOL）向上に向けて、予防医療やウェルネスの観点からお口の健康を起点とした全身の健康増進に寄与する製品・サービスを創造することを目指します。

③ グリーン化の取組

- ・「サステナビリティなパッケージ」「商品開発と資源の選択」「カーボンニュートラルを目指したエネルギーの使用計画」をベースに環境負荷の低減に取り組んでまいります。
- ・素材と加工に関する先進的な環境技術を学び、積極的に私たちのサプライチェーンとバリューチェーンへ適用します。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行い、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 型管理などのコスト負担

「型取引の適正化推進協議会報告書」に掲げられている「型取引の基本的な考え方・基本原則について」や、「型の取扱いに関する覚書」を踏まえて型取引を行い、不要な型の廃棄を促進するとともに、下請事業者に対して型の無償保管要請を行いません。

③手形などの支払条件

代金の支払条件については、取引先の希望を確認し、双方合意の上で決定します。下請代金は可能な限り現金で支払います。下請代金を手形等で支払う場合には、割引料等が下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

④知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取り引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

当社は、人々の生活や事業活動に必要な物流を安定的に確保するとともに経済の成長に寄与することを目的とした、国土交通省等が主幹する「ホワイト物流」推進運動に賛同し、2019年に「自主行動宣言」を表明しました。

2023年11月14日

(2024年8月29日更新)

(2025年8月29日 代表者変更による更新)

サンスター株式会社

企業名

代表取締役 柴田公生

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。